

請願番号	請願第63号	受理年月日	平成26年11月18日
請願の件名	<p>漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する国への意見書提出を求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、我が県の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。</p> <p>加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、復興に向けて全国の漁業者と一丸となって取り組んでいるところであるが、原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。</p> <p>燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えている。</p> <p>農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。</p> <p>このような中、県民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を堅持すること 		
紹介議員	<p>新見 昌安 凶師 博規 前屋敷 恵美 徳重 忠夫</p> <p>坂口 博美 鳥飼 謙二</p>		
摘要			